

○松戸市商店会法人化推進事業補助金交付要綱

平成元年 3 月 31 日

松戸市告示第 75 号

改正 平成 4 年 3 月 31 日告示第 59 号

平成 5 年 3 月 31 日告示第 72 号

平成 9 年 3 月 27 日告示第 65 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、市内の商店会の商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく法人化を推進するため、商店会の法人設立に係る経費及び法人化した商店会（以下「法人商店会」という。）の運営に係る経費に対し、松戸市補助金等交付規則（昭和 55 年松戸市規則第 17 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象者)

第 2 条 補助対象者は、小売商業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者が組織する商店街を形成している商店会で、当該商店会を法人化するもの及び法人商店会とする。ただし、中小企業等協同組合法の規定に基づき法人化する商店会にあつては、その組合員の数が 10 人以上のものとする。

(補助金の額等)

第 3 条 補助金の額は、予算の範囲内において次の表に定める額とする。

法人商店会の設立	法人商店会の設立認可時の出資総額の 100 分の 30 に相当する額とし、その額が 100 万円を超えるときは 100 万円とする。
法人商店会の運営	法人商店会の運営に要する経費（事務局人件費、事務所借上料、研修費その他これに類するものをいう。）の 100 分の 50 に相当する額とし、その額が 50 万円を超えるときは 50 万円とする。

2 法人商店会の運営に係る補助金の交付期間は、法人設立の年度から 5 年間

とする。

(交付申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとするものは、松戸市商店会法人化推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 法人商店会の設立

- ア 法人設立認可申請書の写し
- イ 事業計画書
- ウ 収支予算書
- エ 資金計画書
- オ 定款及び会員名簿
- カ その他市長が必要と認める書類

(2) 法人商店会の運営

- ア 事業計画書
- イ 収支予算書
- ウ その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 申請の内容を変更しようとする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止する場合には、速やかに市長に報告すること。
- (3) その他市長が必要と認める条件

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、松戸市商店会法人化推進事業補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）によるものとする。

(実績報告)

第7条 規則第11条の規定により実績報告をするときは、松戸市商店会法人化推進事業実績報告書（第3号様式）に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 法人商店会の設立
 - ア 法人設立登記簿謄本
 - イ 役員名簿
 - ウ 財産目録
 - エ その他市長が必要と認める書類
 - (2) 法人商店会の運営
 - ア 収支決算書
 - イ その他市長が必要と認める書類
- (額の確定通知)

第8条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、松戸市商店会法人化推進事業補助金交付確定通知書（第4号様式）によるものとする。

(交付の請求)

第9条 規則第14条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、松戸市商店会法人化推進事業補助金交付請求書（第5号様式）に前条に定める確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、規則第15条の規定により法人商店会の運営に係る補助金の交付を前金払により受けようとする場合に準用する。この場合において、前項中「前条に定める確定通知書の写し」とあるのは「第6条に定める決定通知書の写し」と読み替えるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日松戸市告示第59号）

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日松戸市告示第72号）

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日松戸市告示第65号）

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

松戸市商店会法人化推進事業
補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)松戸市長

住 所
団 体 名
代表者名



松戸市補助金等交付規則第3条の規定により下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 申請額 円
- 2 事業目的
- 3 添付書類 別添のとおり

松戸市指令第 号

住 所
団 体 名
代表者名

松戸市商店会法人化推進事業補助
金交付決定(却下)通知書

年 月 日付で申請のあった松戸市商店会法人化推進事業補助金について、下記のとおり通知します。

年 月 日

松戸市長

記

1 次のとおり決定する。

- (1) 補助金額 円
(2) 交付条件

- ア 申請の内容を変更しようとする場合には、市長の承認を受けること。
イ 事業を中止する場合には、速やかに市長に報告すること。

2 次の理由により申請を却下する。

松戸市商店会法人化推進事業実績報告書

年 月 日

(あて先)松戸市長

住 所

団 体 名

代表者名



年 月 日付け松戸市指令第 号で補助金交付の決定のあった松戸市法人化推進事業を完了したので松戸市補助金等交付規則第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業目的
- 2 事業内容
- 3 添付書類 別添のとおり

松戸市達第 号

住 所

団 体 名

代表者名

松戸市商店会法人化推進事業

補助金交付確定通知書

年 月 日付け松戸市指令第 号で交付決定のあった松戸市商店会
法人化推進事業については、松戸市補助金等交付規則第12条の規定により下記のとおり
額の確定をする。

年 月 日

松戸市長

記

補助金確定額

円

松戸市商店会法人化推進事業補助金交付請求書

年 月 日

(あて先)松戸市長

住 所

団 体 名

代表者名



年 月 日付け松戸市

第 号で

補助金交付決定のあつ
確定額の通知

た松戸市商店会法人化推進事業補助金を松戸市補助金等交付規則 第 14 条 の 規
第15条第2項

定により次のとおり請求します。

金

円

第 1 号様式 (第 5 条関係)

第 2 号様式 (第 6 条関係)

第 3 号様式 (第 7 条関係)

第 4 号様式 (第 8 条関係)

第 5 号様式 (第 9 条関係)